

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 12 月 7 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600268 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600123 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A 社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 55 年 8 月 31 日となっている。しかし、私は、同年 8 月 31 日まで勤務し、同日付けで退職したので、資格喪失日は同年 9 月 1 日となるはずである。

調査の上、請求期間の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録によると、請求者の A 社における離職日は、昭和 55 年 8 月 30 日となっており、請求者のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票における同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合している。

また、A 社において請求期間に厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間の勤務実態について具体的な回答を得ることができない。

さらに、A 社の元事業主は、請求者の請求期間における在籍及び保険料控除について、当時の資料を保管していないため不明である旨回答している上、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。